

## 徳島県公安委員会規則第五号

金属くず取扱業に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

金属くず取扱業に関する条例施行規則を廃止する規則

、金属くず取扱業に関する条例施行規則（昭和三十一年徳島県公安委員会規則第二号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例（令和八年徳島県条例第十九号）の施行の日から施行する。